

令和元年6月17日

京都司法書士会
会長 山口 基樹

改正司法書士法の成立にあたっての会長声明

令和元年6月6日改正司法書士法が成立しました。改正法の中で、司法書士の使命規定が新設され、「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与」することが使命とされました。

司法書士の業務範囲の拡大や活動範囲の広域化といった近年の執務状況の大きな変化を踏まえ、法律事務の専門家としての使命を明らかにする規定が設けられたことは大変意義深いものです。

司法書士は、登記手続きの代理、裁判所に提出する書類の作成、簡易裁判所における訴訟代理等の業務にととまらず現在では、成年後見制度における専門職後見人への就任、相続財産管理人等への就任、空き家・所有者不明土地問題への対応、災害復興支援、自死問題への取組等の活動を積極的に行っています。今般の改正は、これらの状況を背景に規定されたものです。

本改正にあたり、当会は、国民が司法書士をさらに利用しやすくするための取組を進めるとともに、各種社会問題の解決に向けた取組を進めることにより、法律事務の専門家として、国民の権利の擁護と自由かつ公正な社会の形成に寄与して参ります。

以上